

令和7（2025）年12月25日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第31回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第31回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年12月25日(木)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農地法第5条許可処分取消申請について
議第5号 農用地利用集積等促進計画案(売買)について
議第6号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)について
議第7号 農用地利用集積等促進計画案(移転)について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

伊比事務局長

皆様大変お疲れ様でございます。定刻になりましたので、これから第31回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものです。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人であります。欠席は1人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は26人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項

の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

それでは、4番 関矢 光孝委員、16番 灰野 善栄委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

案件説明の前に、案件の取り下げについて報告します。議案書2ページの議第1号申請番号8の案件は、申請者から取り下げの申出がありました。そのため、お手元の申請番号8、横山の案件につきまして議案書及び審査結果一覧表から削除するようお願いします。

併せて、議案書の表紙にも変更があります。表紙の「3 議案」の「議第1号 農地法第3条許可申請について」、田の合計面積が22,640m²となってますが、正しくは20,198m²です。また、件数を8件から7件に修正をお願いします。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から7について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 細越、田、902m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号2 水上、外8筆、田、11,790m²。自作地の売買。経営の見直し。

申請番号3 西山町池浦、外2筆、田、1,538m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号4 半田一丁目、外2筆、田、5,551m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号5 平井、田、417m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号6 畔屋、畑、36m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号7 高柳町門出、畑、373.55m²。自作地の売買。新規就農。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から7について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書3ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 宮場町、田、175 m²。宅地造成。第3種でございます。

本件につきまして、申請者が平成9(1997)年頃に申請地を宅地造成し、一部に砂利を敷いたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請者は今後、申請地を宅地として販売する予定となっております。

申請番号2 中浜二丁目、外1筆、畠、218 m²。販売用住宅。第3種でございます。

本件につきまして、申請者が以前に申請地を住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号3 四谷三丁目、畠、128 m²。販売用住宅敷地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、申請者が、申請地において以前物置を建築し、隣接する住宅の敷地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号4 上条、畠、99 m²。販売用住宅敷地の拡張。第2種でございます。

本件につきまして、申請者が以前に申請地にコンクリートを敷設し、住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許

可を求めるものです。

申請番号5 半田二丁目、畠、287 m²。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が以前に申請地において物置及び車庫を建築したほか、コンクリートを敷設し、隣接する住宅の敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。申請者は今後、自身で当該家屋及び、申請地を含む敷地を管理していく予定となっております。

申請番号6 半田二丁目、外3筆、田、3.3 m²、畠、72 m²、合計75.3 m²。貸駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が以前に申請地において慰靈碑を建立し、申請地内にコンクリートを敷設したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請地につきましては、今後、慰靈碑を撤去した上で、周辺の店舗への貸駐車場として利用される予定となっています。

続きまして、議案書4ページを御覧ください。

申請番号7 藤井、外1筆、畠、242.5 m²。物置及び屋外作業場。第2種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が、申請地において昭和46(1971)年頃に作業所を建築したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請者は今後、隣接する住宅を管理するに当たり、当該家屋を冬囲い等の物置として利用するほか、申請地内的一部を住宅の修繕等を行うための屋外作業場として利用する予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可申請について」、申請番号1の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

— 委員退席 —

石塚議長

それでは、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書5ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請の申請番号1について、御説明いたします。

申請番号1 土地の所在地 田屋、地目 田、面積 15 m²。申請事由 農機具格納庫。農地区分 第2種でございます。

本件につきまして、申請地の土地所有者2名は既に死亡しており、現在、相続放棄の状態となっていることから、相続財産清算人が選任されております。

申請地につきましては、亡き土地所有者が昭和56(1981)年頃に物置を建築したとして、相続財産清算人から今回、従前の違反転用状態に係る理由書が提出されていることから、追認許可を求めるものです。

譲受人は今後、当該家屋を農機具格納庫として利用する予定となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号1の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第3号の申請番号1の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

— 委員入室 —

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第3号の申請番号1の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、「議第3号 農地法第5条許可申請について」、申請番号2から4までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

引き続き、議案書5ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請の申請番号2から4について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号2 田塚三丁目、田、1,031m²。集合住宅。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は不動産経営事業を行っており、申請地に集合住宅を建築する予定となっております。

申請番号3 新田畠、外2筆、田、1,794m²。販売用車両展示場。第3種でございます。

譲受人は自動車の販売業を営んでおり、申請地の隣接地を所有し、販売用車両展示場として利用していますが、今後、事業を拡大するに当たり、申請地を利用するものです。

申請番号4 南条、外6筆、畠、588m²。資材置場。第2種でございます。

本件につきまして、譲受人は土木建築工事業を営んでおり、現在南半田地内の資材置場を利用しておりますが、申請地方面における受注が増加していることから、資材の効率的な供給体制を整えるため、申請地を資材置場として利用する計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号2から4までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 2 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 6 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 平井、外 3 筆、地目 田、面積 1,003 m²。申請事由 資材置場を目的とした転用計画を取り止めたため。農地区分 第 3 種でございます。

本件につきまして、借受人は令和 6(2024)年 3 月 8 日付で農地法第 5 条許可を受け、使用貸借権の設定により申請地を資材置場として利用する予定でしたが、許可後に申請地がほ場整備の区域に編入されることとなり、農地として利用されることになったため、転用計画を取り止めたことから、許可処分の取消を申請するものです。

申請地の現況につきましては、現在、転用事業が未着手であり農地の状態となっております。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 4 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について」、事務局の説明を

求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号「農用地利用集積等促進計画案（売買）について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、田 5 筆、1,548 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社を介した所有権移転となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順の後に権利が移転されます。

県の公告予定日は、令和 8 (2026) 年 2 月 27 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、事務局の説明を求めるます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 8 ページから 14 ページを御覧ください。議第 6 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間 10 年の計画については、地目 田 59 筆、面積 37,649.46 m²、設定期間 16 年の計画については、地目 田 10 筆、面積 6,048 m²です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8 (2026) 年 2 月 27 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 7 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 15 ページから 50 ページを御覧ください。議第 7 号「農用地利用集積等促進計画案（移転）について」、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等

促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求めております。

資料のとおり、地目 田 303 筆、面積 241,396.80 m²、及び地目 畑 2 筆、面積 232 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社が転貸する耕作者の変更となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、耕作者が変更される運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8 (2026) 年 2 月 27 日であり、翌日の 2 月 28 日から新しい耕作者に変更となります。

なお、本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

No, 3 安野 檢一農業委員

かなりの面積です。農業委員会へ市から打診があったことは分かりますが、昨年から地域計画が進んでいる中、農地利用最適化推進委員との話し合いは行われたのでしょうか。

和田主任

農用地利用集積等促進計画案は、市が計画案を練り、農業委員会に意見を求めているものです。地域計画については、農地の貸借や移転後の修正が可能ということになっていきます。

この度、このように件数が多く挙がってきた理由は、地元から「離農者が出てるのでその農地をどうするか。」という相談があり動いた案件であるためです。よって、地元は承知しています。地域計画の修正は、今後、市の農林水産課が当初計画と齟齬がないか確認を行い、そこで計画どおりの耕作者でない場合は修正する運びになります。時期は年度末になると思われます。市から情報が届き次第、委員の皆様へ提供します。

No, 3 安野 檢一農業委員

私の質問は、農地利用最適化推進委員の皆さんには地域から選出されており、市は、農地利用最適化推進委員の意見を聞いていますか確認したいのです。

本来は、このような案件の時にこそ農地利用最適化推進委員の力を出してもらうべきで

す。そのための農地利用最適化推進委員であり、地区に農地利用最適化推進委員がいます。市が独断で判断するのではなく、地区の農地利用最適化推進委員の意見を聞き取った中で、移転等はやるべきです。

和田主任

この度の移転に関する案件は、吉井地区が多くを占めています。吉井地区担当の農地利用最適化推進委員には確認をしてもらっています。また、中通地区の案件になるので、もう一人の農地利用最適化推進委員と農業委員からも入っていただき、この案件は進めてきました。

市が農用地利用集積等促進計画案を作りましたが、農業委員会も介入しながら進めたものです。

No.3 安野 檢一農業委員

ある程度、進んだものであるため致し方ないですが、本来であれば市が地区に出すのではなく、農地利用最適化推進委員の意見を尊重した中で市が考えることです。特に移転等のスタートは、農地利用最適化推進委員がやるべきことだと思います。

去年から始まった地域計画で「面的集積を図りましょう。」と言っているのであれば、地区の農地利用最適化推進委員の意見を尊重し、それをもって市が計画を練るのは良いが、計画を練ったものを農地利用最適化推進委員に出すべきではない。農地利用最適化推進委員がいる意味がありません。以前から農地利用最適化推進委員のるべき立場、ポジションが明確にされないから、総会に来ても意見を出せないでいる状況にあると思います。立場を明確にしましょうよ。

和田主任

御意見ありがとうございます。この度の案件は、初めに農業委員会に相談があり、すぐに中通地区の農地利用最適化推進委員や農業委員に声を掛けました。そこで方向性を見出した上で地域の担当の方と話しをしたものであり、この度の進め方は間違いなかったと考えています。

農用地利用集積等促進計画案になる案件の進め方は、市農林水産課と相談し、農地利用最適化推進委員と協議をすることを踏まえていきます。

石塚議長

他にありませんか。なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

本日の議案については以上となります。

続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

伊比事務局長、吉田主事

(その他連絡事項)

石塚議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 43 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長 石塚道宏

署名委員 関矢光孝

署名委員 灰野善栄

出席状況（総会議席表）

(令和7年12月25日現在)

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野検一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笛川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員		18人	欠席委員		1人
計 19人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	出
9	堀正則	出	23	瀧江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	欠	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	出
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員		26人	欠席委員		1人
計 27人					

農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香